

患者のみなさんへ

間歇スキャン式持続血糖測定器を診療報酬上 対象とならない患者さんが使用する場合の 選定療養に関するお知らせ

令和6年6月1日より、間歇スキャン式持続血糖測定器を診療報酬上対象とならない患者さんが使用する場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

【費用】

間歇スキャン式持続血糖測定器 を診療報酬上対象とならない患 者さんが使用した場合	<u>13,750円（税込）</u>
--	--------------------

※選定療養とは、患者さんご自身が選択して受ける追加的な医療サービスで、その分の費用は全額自己負担となります。

令和6年6月より、間歇スキャン式持続血糖測定器を診療報酬上対象とならない患者さんが使用することは、厚生労働省が定める選定療養の対象となり、当院は実施施設として届出を行っております。対象となる患者さんには診察時に詳細をご説明致します。

病 院 長



藤田医科大学病院
FUJITA HEALTH UNIVERSITY HOSPITAL